

平成 22 年 3 月 12 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン (有)  
代表取締役 野井伸吾



## 平成 21 年度 第 2 回定期監査 報告書 (その 4) 「室」部門の監査結果

### 1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付 4-108
監査名	平成 21 年度 第 2 回定期監査	
監査対象部門	(その 4) 品質保証室、人事部、資材部	
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館 (六ヶ所村)	
監査実施日	平成 22 年 2 月 9 日、10 日	
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン)	<input type="text"/>

### 2. 平成 21 年度 第 2 回 定期監査の視点

#### 2.1 背景とこれまでの状況

今回の監査視点を述べる前に、これまでの定期監査の概略経緯をまとめておく。

ロイド・レジスター・ジャパン(以下、LRJ と記す)は、日本原燃(株)殿(以後、JNFL と記す)に対して、平成 16 年度第 1 回定期監査以来、年 2 回の頻度で、計 11 回の定期監査を実施してきた。この一連の監査では、「品質保証体制の改善策(以下、改善策と記す)」の実行状況と PDCA 展開状況に焦点を当て続けると共に、各部門の日常的な品質保証活動が適切に継続していることの確認にも注力した。

改善策は小分類レベルで 32 項目に及ぶ内容であるが、第三者監査 4 年目の平成 19 年度においては、改善策の全項目に改めて焦点を当てた『総括としての監査』を行なった。その後、前回までの定期監査において、「改善策の対応によって培われた成果が日常活動に定着し、また PDCA 展開機運も維持されている」ことを確認すると共に、「今後の操業段階では運転・保守に重点を置いた品質保証体制への移行に留意すべき」ことを提言した。

一方、平成 21 年 1 月に再処理工場で「高レベル廃液の漏洩」が発生し、同年 4 月に原子力安全・保安院から指示書(保安規定違反)を受けたことから、JNFL では、高レベル廃液漏えいが発生した背景を分析した結果、全社を対象とした「安全基盤強化に向けたアクションプラン」を策定した。これを受けて、平成 21 年度 第 1 回の監査は特別監査としての位置付けを前面に出して、策定されたアクションプランの具体的作業が開始され始めた状況を確認した。

## 2.2 平成 21 年度 第 2 回 定期監査の対応方針

上記の経緯を考慮して、今回実施する定期監査では、アクションプランの水平展開状況に係る監査に主眼を置きつつ、可能な範囲で、従来の改善策の範囲も監査対象にすることとした。具体的な対応方針は次の通りである。

### 平成 21 年度 第 2 回 定期監査の対応方針

対象事業部	監査実施項目
「室」部門	①安全基盤強化に向けたアクションプランに関して、計画に沿った活動が適切に実践・実行されていることの確認 ②改善策の実施成果の維持・展開状況の確認 ・問題点(不適合、ヒヤリハット等)を観察・経験した場合の対応 ・QMS(品質マネジメントシステム)視点で見た運転・保守管理状況 ・改善策の対応成果が風化することなく業務に生かされ続けていることの確認

## 3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査で構成する。

### 3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順等が適切に文書化されていることを確認するものである。ここで「ある業務」とは、今回、策定されたアクションプランの各項目であり、改善策に係る活動の場合には各部署が実施する各種の単位業務である。このたびの監査での文書監査は、実地監査の過程で提供された文書や監査に際して監査員が要求した文書を対象とした。

文書監査における主たる視点は次の通りである。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①アクションプラン等に示された理念・目標を実現するための具体的方策が文書類に適切に織り込まれているか。</li> <li>②実行に関与する者(あるいは部門)の責任と権限は明確か。</li> <li>③活動のために会議体を設けた場合、その使命と責任・権限は明確か。</li> <li>④実行完了に至るステップが、現実的なマイルストーンで表示され計画されているか。</li> <li>⑤全体又はステップごとの実行が完了したと判断するための「判定可能な達成尺度」が示されているか。</li> <li>⑥新規制定又は改正された規定文書において、他の規定との整合が取れているか。</li> <li>⑦策定された文書は所定の審査・承認プロセスを経て決裁されているか。</li> </ul> |
|---|

### 3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、「PDCA 展開状況」の評価を行うものである。

実地監査では実態を把握することが重要であり、被監査部門によって準備された状況を見るのでは意義が薄い。従って、実行の証を示すエビデンスの検索にある程度の時間を要したとしても、可能な限り抜き打ち性に注力し、具体的な監査対象項目は監査当日に伝達する方式で進行させた。

実地監査における主たる視点は次の通りである。

- |  |
|--|
| ①アクションプラン等の実行は、文書で定めた具体的な内容の通りに行われているか。                        |
| ②実施された成果（又は中間成果）は、定められた手順を踏んで、経営層等を含む関係者に報告されたか。               |
| ③当該報告に対して経営層等から指摘・要望を受けた場合、適切なフォローが行われたか（行われつつあるか）。            |
| ④実行の目標期限（あるいは目標周期）に対して遅れが生じている場合、現実的な修正計画が策定され、関係者の理解が得られているか。 |
| ⑤実行行為が反復・継続される性格を有する場合は、PDCA 展開を確実にを行う体制が整備されているか。             |

## 4. 監査の基準

客観的な監査所見を述べるために、監査基準を定めておくことが必要である。このたびの監査では、下記の文書を監査基準とする。なお、一部に LRJ の知見を活用することとした。

- ・ JNFL 各部門の品質保証計画書、及び下位の社内標準類
- ・ 安全基盤強化に向けたアクションプラン（対象：全事業部及び「室」部門）
- ・ JEAC4111-2003（日本電気協会）〔諸活動の底流として〕

## 5. 監査結果の評定

監査結果は部門毎に取りまとめ、「アクションプランの展開状況」及び改善策の実行状況に対して所見を表示した。なお、該当すれば、次の事項を提起することとした。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

## 6. 監査員

監査は 2 名 1 組のチームで対応し、従前と同様に、内 1 名が司会進行役を務めた。

## 7. 監査結果

「室」部門に対する今回の監査は、アクションプランの実行状況に係る監査、及び従来の「定期監査」の延長としての監査からなっている。

添付1に監査結果を示す。また、監査日程と出席者を添付2に示す。

このたびの監査での総合所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見てよい。

### (1) 「指摘事項」及び「観察事項」とも観察されていない。

「室」部門においては、当該部門が関連する「アクションプラン」は、着実に実践・実行活動が進捗していることを確認した。また、従来の「定期監査」項目についても、風化することなく、定着した活動となっていることを確認した。

監査に際しては、口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めるように心がけた。現段階での評価は、アクションプラン、及び「定期監査」に関連する項目に対しても「指摘事項」、「観察事項」に該当する事項は観察されなかった。なお、より優れた運用を期待して2件の提言事項を提起した。

### (2) 「室」部門に係るアクションプラン項目に対して有益な活動が実践・実行されている。

14項目からなる「安全基盤強化に向けたアクションプラン」の内、3項目(①社長のコミットメント、②マネジメントレビュー、③企業研修の中間管理職への拡大)は、品質保証室が所管するテーマである。中でも、マネジメントレビューでは、容易に活動の実行状況を把握できる「品質目標の達成状況管理表」が採用されるなど、経営層が実態を正確に把握できる工夫が各所に観察された。今後のマネジメントレビューに有効活用されることを期待する。

また、「企業研修の中間管理職への拡大」については、有意義な研修にすべく研修受入れ側会社と事前に入念な打合せが行われている状況を確認した。本研修については、他事業部の監査時において、非常に有益な研修であったとの回答を聴取している。

有効な活動であると評価する。

### (3) 「品質保証に係る活動」のPDCAの展開が維持・継続されている。

複数の「室」部門に対しては、品質保証に係る活動が継続的に実施されていることを確認した。

規定文書類の制定・改正状況、調達先管理、業務実施活動、教育・訓練等を監査対象としたが、いずれも該当規定に従って適切に実施されていることを確認した。

### (4) 小集団活動の活性化に向けた努力が継続・実施されている。

品質保証室は、小集団活動の事務局機能を果たしている。小集団活動は、一般的には業務に対する繁忙感等により、開始から時間が経過するにつれ一般的には停滞する傾向があるが、品質保証室では活性化を維持・継続するため、様々な取組みを立案・実行している。他事業部への監査時において、多くの部門が業務に密着したテーマを取上げ、着実に成果を出しつつある状況を確認している。

今後とも、事務局として、当該活動をより有意義な活動として維持・継続されることを期待する。

以上

平成 21 年度 第 2 回定期監査結果

(「室」部門)

平成21年度第2回定期監査 部門別 監査結果 (「室」部門 No. 1)

被監査部門	品質保証室 品質監査G	
監査実施日	平成22年2月9日	N
監査項目	<input checked="" type="checkbox"/> : 安全基盤強化に向けたアクションプラン <input checked="" type="checkbox"/> : 品質保証体制の改善策(32項目)の実行状況(一般監査)	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<b>1. 文書監査</b> 品質監査Gに関連する規定として①及び②の2規定であるが、これらの規定類は、前回監査以降、改訂は行われていないことを確認した。		①内部監査要則(要則品証室 第3号) ②第三者監査運営要則(要則品証室 第9号)
<b>2. 内部監査</b> ③が第145回経営委員会(2009. 7. 7)において承認されている。これに基づき、監査スケジュール等を含む④が策定されている。本年度の監査計画中には、「アクションプラン」の実施状況も監査対象としている。また、被監査部署に対する監査メンバー、詳細日程等は⑤に取り纏められていることを確認した。 品質保証室以外のメンバーが監査員として参加する監査計画においては、⑥のように事前に当該メンバーの部門長に対して、品質保証室長より内部監査員の協力依頼が行われている。 内部監査の実施に際して、約1ヶ月前に品質保証室長名により⑦が被監査部署に対して通知されている。本通知には、監査実施計画書及び詳細な監査スケジュールが添付されており、適切な対応が行われていることを確認した。 今年度の内部監査は、実効性評価に重点を置いた監査を目指している。今回サンプリング抽出した⑧についても、PDCA展開状況に着目した有益な監査が実施されている。また、その際、提示された観察事項及び提言事項は、⑨に取り纏められ、確実にフォローされている状況を確認した。		③2009年度内部監査計画について(2009. 7. 7) ④2009年度監査計画(品質保証室)(2009. 7. 14) ⑤2009年度[下期]内部監査実施予定(H21. 10. 26) ⑥2009年度内部監査員の協力依頼について(品証B1-09-052-R00) ⑦燃料製造事業準備室に対する監査の通知(品証B1-09-051-R00) ⑧埋設事業部に対する監査結果の通知(品証B1-09-057-R00) ⑨観察事項及び提言事項まとめ表(監査報告書番号:品証B1-09-056-R00)
<b>3. 内部監査員の力量管理</b> 内部監査員のリストは⑩として取り纏められており、メンバー異動等による監査員変更が生じた際は、適宜、リストが最新版に変更されていることを確認した。また、監査員が所定の力量を有していることをサンプリングしたエビデンスにより確認した。		⑩2009年度内部監査員リスト(品証B1-09-011-R02)
<b>4. 内部監査の受審</b> 品質保証室を監査する品質保証室以外のメンバーが選任される際には、⑪により依頼連絡が適切に実施されていることを確認した。また、品質保証室に対する監査実施計画書作成時には、監査リーダーの意見を取り入れた監査実施計画書となっていることを確認した。		⑪品質保証室に対する監査の通知(品証B1-09-066-R00)
<b>(第三者監査所見)</b> 上記の監査範囲において、品質監査Gは、改善策に沿った活動を適切に継続実施している。今後、「安全基盤強化に向けたアクションプラン」の実行状況についても、監査対象に含まれていることから、全社における「安全基盤強化に向けたアクションプラン」に関する確かな活動把握がなされるものと期待する。改善活動への注力がなされており、品質マネジメントシステムは良好に機能していると判断する。		

**(提言事項)**

品質保証室が被監査部署となる場合、品質保証室メンバーが当該監査に関与しないという条項が関連規定中に盛り込まれていることは既に確認済みである。

また、今回の監査において、品質保証室以外のメンバーが監査員として選任され、監査リーダーの意見が十分反映された監査実施計画書となっていることは入手したエビデンスにより確認した。

しかしながら、閲覧した「品質保証室に対する監査実施計画書」上では作成・承認を全て品質保証室が実施し、担当監査リーダーが当該計画書の作成に関与していないような誤解を生じる危惧がある。このため、何らかの方法で監査リーダーが当該計画書作成に関与したことを示す証を残すような書式に変更することが望まれる。

平成21年度第2回定期監査 部門別 監査結果 (「室」部門 No. 2)

被監査部門	品質保証室 品質計画G	
監査実施日	平成22年2月9日	Ta
監査項目	<input checked="" type="checkbox"/> : 安全基盤強化に向けたアクションプラン <input checked="" type="checkbox"/> : 品質保証体制の改善策(32項目)の実行状況(一般監査)	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<b>1. 品質目標に対する活動状況</b> 品質目標に対する諸活動の中から、特に進捗が顕著な以下の項目についての状況を各種エビデンスにより確認した。 (1) 全社品質保証システムの改善の一環として、不適合の定義及び考え方の統一案として①が策定され、品質・保安会議での審議が行なわれている。 (2) 人的過誤情報の共有化を狙いとした同情報の収集と分析が行なわれ、各事業部との水平展開検討会が継続的に開催されていることを②により確認した。 特に、EPD未着用トラブルについては再発防止対策検討委員会(暫定会議体)から水平展開検討会に引き継がれ、再発防止対策の実施状況の確認等が確実に実行される体制となったことを③及び④によって確認した。 また、原因分析情報の共有化・活用を狙いとしたRCA研修が実施されているが、出席者管理が徹底されていることを⑤のリストにより確認した。 (3) 品質保証に関する技術伝承のための各種研修会への参画とりまとめが行なわれていることを、実施例として⑥の記録により確認した。 (4) 品質保証及び保安に係る、全社的視野での審議を狙いとした品質・保安会議が継続的に運営されていることを⑦により確認した。		①不適合の定義及び運用に係る全社統一の方針について(案)(平成22年2月4日付け) ②2009年度第22回事業部・室間水平展開検討会議事録(2010年1月14日付け) ③線量計未着用トラブルの再発防止対策検討委員会の体制(平成21年8月11日付け) ④引継書(2009年9月17日付け) ⑤根本原因分析研修の受講者リスト(2009.10.13付け) ⑥ISO9001:2008規格解説コース修了証書 ⑦第58回品質・保安会議議事録
<b>2. 規定類の見直し</b> 前回定期監査以降、保安規定の改正等に伴って「品質保証連絡会運営要則」等の各種要則・要領の改訂が適宜行なわれている状況を⑧の文書により確認した。		⑧品質保証室が所管する公用文の改正及び交付について(平成21年8月10日決裁)
<b>3. 教育・訓練</b> ⑨に基づき、個人別教育・研修が実施されていることを確認した。ISO9001規格解説研修については受講率の推移が把握されている。		⑨品質保証室業務分担及び教育訓練計画表
<b>4. 不適合処理</b> 発生した不適合事象に対して、⑩が起票され、処置・水平展開等の処理が適切に実施されていることを確認した。		⑩不適合管理票 (No. NC09-002)
<b>(第三者監査所見)</b> 品質目標においては、目標達成時期を組織改正に合わせることにした一部の活動を除き、第3四半期以降の追い上げが活発に行なわれている状況を確認した。 監査対象としたQMS活動の範囲においては、PDCAサイクルが適切に機能している状況が確認できた。		



平成21年度第2回定期監査 部門別 監査結果 (「室」部門 No. 3)

被監査部門	品質保証室 品質保証G	
監査実施日	平成22年2月10日	N
監査項目	<input checked="" type="checkbox"/> : 安全基盤強化に向けたアクションプラン <input checked="" type="checkbox"/> : 品質保証体制の改善策(32項目)の実行状況(一般監査)	
(実地監査)		(参照文書・記録等)
<b>1. マネジメントレビュー</b> 再処理事業部に対するマネジメントレビュー記録である①をサンプリングし、その実施状況を監査とした。今年度からの新たな取り組みとして、活動が可視化できる「2009年度 品質目標の達成状況管理表」が採用され、トップマネジメントによる各部門の活動状況の把握が従来に比べ、容易になったものと判断する。また、①中には、マネジメントレビュー時の主な経営層の発言記録も添付されている。本記録は、経営層間のディスカッション状況が的確に記載されており、本内容より緊張感を伴った有益なレビュー会議が実施されたものと判断できる。		①2009年度 第2回マネジメントレビューの結果の記録(再処理事業部)(2009.11.19)
<b>2. 小集団活動</b> 品質保証 G は小集団活動の事務局であるが、活動全体は②により確実に把握するとともに、さまざまな教育・研修活動を企画・立案している。2009年度の活動テーマは2008年度に比べ増加しており、またテーマ完了件数も約5割増しとなっている。 活発な活動を推進するため、小集団活動に関しては、③に示すような複数の教育講座を開催するなど活動継続への努力が払われていることを確認した。		②2009年度 業務/品質目標の具体的展開(小集団活動の活性化、小集団活動の実施)(2009.11.6) ③小集団活動 教育講座実施 報告書(品証B4-09-010-R00)
<b>3. 協力会社とのコミュニケーション(各種会議体)</b> 品質保証マネジメント会議は協力会社との良好なコミュニケーションの確立を目的として、半期に1回の頻度で実施されている。直近においては平成21年12月16日に50社の協力会社が参加のもと、開催され、率直な意見交換が行われたことを④により確認した。 また、品質保証Gは、半期に1回、元請会社41社について、個別訪問及びアンケート調査が実施されている。当該活動において、得られた意見・要望は整理され、苦言等も含む意見・要望は、⑤として経営層にも確実に報告されている。これらの活動を通じ、今後ともより良い協力会社とのコミュニケーションの確立に向けた活動を期待する。		④第10回品質保証マネジメント会議(メモ)(H21.12.16) ⑤協力会社との双方向コミュニケーション(個別訪問及びアンケート)の結果について(報告)(業務推進検討会資料:2010.1.26)
<b>4. 安全文化に係る指標(PI)の設定</b> ⑥に示すように、安全文化醸成活動の達成評価指標(PI)の設定が計画されている。これは活動の有効性を明確にすることを旨としたJNFL独自の取組みの一環として有益な活動となることを期待する。本達成評価指標は、来年度の業務・品質目標から取り入れることが計画されている。		⑥安全文化に係る指標(PI)の設定について(2009年度第3回マネジメントレビュー提出資料)

<p><b>5. 他企業における中間管理職の研修実施</b></p> <p>全社アクションプランの一項目である「教育・訓練の充実」のうち、他企業での中間管理職を対象とした研修計画が策定され、実施されている。研修内容及び研修先との事前打合せ等を品質保証 G が担当している。⑦により研修概要を聴取したが、中間管理職のマネジメント力向上に寄与する有益な内容であると判断する。なお、本研修内容は、他事業部の監査時においても高く評価されていた。本活動は、今後 3 年間の全社展開活動であることを確認した。</p>	<p>(参照文書・記録等)</p> <p>⑦他企業における中間管理職の研修実施について(業務推進会議資料：2009. 7. 15)</p>
<p><b>(第三者監査所見)</b></p> <p>新しい報告書式によるマネジメントレビューの実施、協力会社との良好なコミュニケーションの確立及び中間管理職への研修立案など、事業部を含めた品質マネジメントシステムの継続的改善に主体的に取り組んでいる。その活動を評価したい。</p>	

平成21年度第2回定期監査 部門別 監査結果 (「室」部門 No. 4)

被監査部門	人事部 能力開発G	
監査実施日	平成22年2月10日	Ta
監査項目	<input checked="" type="checkbox"/> : 安全基盤強化に向けたアクションプラン <input checked="" type="checkbox"/> : 品質保証体制の改善策(32項目)の実行状況(一般監査)	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<b>1. 教育履歴管理システムの運用状況</b> 前回監査時点で計画されていた①については、使用部門の要望が反映され、平成20年10月17日に改修が完了したことを②及び③により確認した。  また、同時にオンライン画面の操作手引書についても④により改正が行なわれていることを確認した。  尚、以上の改修については電子掲示板により社内周知されていることの説明を受けた。		①教育履歴管理システムの改修について(平成20年7月11日付け) ②教育履歴管理システム改修(2008) 詳細設計納品図書台帳(平成20年10月17日付け) ③業務委託 検収書兼請求書(件名:教育履歴管理システム)  ④人事労務システム-教育履歴管理システム-
(第三者監査所見)	システム改修が完了し、全社対応としての教育履歴管理システムが実稼動する条件が整った。上記の監査範囲においては、品質システムは良好に機能していると判断する。	
(提言事項)	改修後の本格運用からさほど時間が経っていないこともあり、現時点においては本システムの管理元として当該システムの利用状況の把握は行われていない。 今後、本システムが教育履歴管理の有効なツールとして定着するためにも、修正後のシステムの使用状況及び使い勝手について、使用部署の意見・要望を把握することが望まれる。	

平成21年度第2回定期監査 部門別 監査結果 (「室」部門 No. 5)

被監査部門	資材部 資材管理G	
監査実施日	平成22年2月10日	N
監査項目	<input checked="" type="checkbox"/> : 安全基盤強化に向けたアクションプラン <input checked="" type="checkbox"/> : 品質保証体制の改善策(32項目)の実行状況(一般監査)	
(文書監査及び実地監査)		(参照文書・記録等)
<b>1. 文書監査</b> ①に対して、「契約箇所以外において契約できるものの範囲」のうち、「取引先選定および価格検討の余地がなく、契約箇所以外で取り扱うことが適正なもの」についての理由を実施稟議等に明記する旨の追加改訂が行われた。契約時における処理を的確に行うための有益な改訂であると判断する。		①「資材契約事務要則」の改正および公布について(平21業資稟第49号)
<b>2. 調達先管理</b> ②により、2年毎に取引先に対する定期的な調査を実施することが規定されている。次回の取引先管理 DB の更新は 2010 年度に予定されており、今年度は更新年度ではない。但し、期中の追加取引先に対しては、通常の取引先調査が実施され、取引先リスト上に追加記載されていることをエビデンスにより確認した。		②取引先管理要領(要領業管室第10号-5)
<b>3. 小集団活動</b> ③に示す「資材契約手続き業務のプロセス改善」をテーマにした小集団活動が終了し、従来、GL・課長以上が閲覧可能であった取引先管理 DB を副長まで閲覧可能とする改善が行われた。		③小集団活動実施報告書(2010. 1. 13)
<b>4. 適切な資材契約処理の徹底に向けての活動</b> ④に示すように業務の適切な処理に向けての説明会が全社部門を対象に開催されている。出席者管理も確実に実施されており、欠席者については、全社掲示板への掲載資料を閲覧する旨の通知が行われていることを確認した。適切な対応であると判断する。		④業務的確処理にむけての説明会開催について(資料、出席者名簿)(2009. 10. 9)
<b>(第三者監査所見)</b> 上記の監査範囲において、改善策及び小集団活動の取組みは定着している。外部との契約に係る業務的確処理にむけての説明会が実施されるなど、PDCA展開は良好に機能していると判断する。		

## 平成 21 年度第 2 回 定期監査

### 日程及び出席者 (「室」部門)

平成 21 年度第 2 回第三者定期監査日程及び出席者  
 (「室」部門)

実施日	実施時刻	被監査部門	実施内容	出席者	実施場所
2月9日 (火)	13:30~14:00	全被監査部門	オープニング ミーティング		再処理事務本館 701 会議室
	14:10~15:10	品質保証室 品質監査G	監査		
	15:20~16:20	品質保証室 品質計画G	監査		
2月10日 (水)	10:30~11:30	品質保証室 品質保証G	監査		再処理事務本館 601 会議室
	13:30~14:30	人事部 能力開発G	監査		
	14:40~15:40	資材部 資材管理G	監査		
	17:00~17:20	全被監査部門	クロージング ミーティング		